

／ 韮崎市で頑張る企業を応援します ／

小規模企業者 小口資金融資制度

小規模事業者の方が、事業経営に必要な資金において、金融機関を通じて低利融資を受けられる制度です。



対象

- ・ 従業員数20人（商業・サービス業は5人）以下の会社または個人事業主
- ・ 法人の場合、申込以前1年以上市内に店舗、工場または事業所を有し、同一の事業を営んでいること
- ・ 個人の場合、申込以前1年以上市内に居住し、県内に店舗、工場又は事業所を有し、同一の事業を営んでいること
- ・ 税金の未納がないこと
- ・ 山梨県信用保証協会の保証対象業種である会社または、個人事業主

取扱金融機関

- ・ 山梨中央銀行
- ・ 甲府信用金庫
- ・ 山梨県民信用組合
- ・ 山梨信用金庫

融資条件

- ・ 資金使途 運転資金および設備資金
- ・ 貸付限度額 1,500万円以内※
※実際の融資可能枠は、金融機関ごとの貸付枠により異なります。
- ・ 貸付期間 運転資金：5年以内
設備資金：7年以内
- ・ 貸付利率 1.70%（固定金利）
- ・ 担保 無担保
保証協会による保証付
- ・ 償還方法 元金均等分割返済

提出書類（提出先：金融機関）

- ・ 金融機関所定の融資申込書
- ・ 韮崎市小規模企業者小口資金融資申込書
- ・ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ・ 信用保証委託申込書
- ・ 決算書類（2年分）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 法人商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 定款
- ・ 営業許可証の写し（業種により必要）
- ・ その他融資要件により必要とされる書類



利子補給金

支払済み利息の50%を1年間補給します。

（同一の法人又は個人について、年間10万円を限度とします。）

借入の負担を軽減

小口資金
融資制度を
ご利用いただく
方へ

保証料助成



信用保証協会へ負担する保証料の25%を補助します

（併せて県から保証料の20～23%の範囲で補助が受けられます。）

お問い合わせ・相談窓口

取扱金融機関または、商工観光課商工観光担当（市役所2階） ☎ 0551-45-9158